

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530047

研究課題名(和文)国際家事調停による合意の履行確保のあり方

研究課題名(英文)Effective Enforcement of Mediated Agreement in International Family Matters

研究代表者

長田 真里(NAGATA, MARI)

大阪大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：10314436

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文):国際家事事件における調停について、特にハーグ条約との文脈で、多くの国で執行時点で様々な困難が生じており、関係各国でそれぞれに執行を確保する手段でしか問題が解決されていない現状が理解できた。また、日本固有の問題として、従来型の家庭裁判所付属の家事調停システムは、欧米型メディエーションと重要な部分で多くの異同が見られ、いわゆるメディエーションとみなされない可能性が極めて高いことが認識された。そのため、日本の現行の調停システムで得られた合意については、各国それぞれに執行を確保する手段すら難しく、民間メディエーションの一層の発展および適切なメディエーターとしての人材養成が求められることがわかった。

研究成果の概要(英文):In this research, it has become obvious that there is a huge differences among the Contracting States of Hague Child Abduction Convention concerning the enforcement of mediated agreements, and these differences have caused serious problem in enforcing these agreements. Besides, Japanese style of Cho-tei, is totally different from so-called mediation, and we can say that Japanese Cho-tei is rather "conciliation" than mediation. This might have caused practical problem, because the agreement reached by parties during the sessions of Cho-tei cannot be deemed as Mediated Agreement in the other countries. The one possible solution to this problem might be the effective utilization of "mediation" supplied by the civil sector and the introduction of education/development system of mediators in Japan.

研究分野：国際私法

キーワード：調停 メディエーション 執行

## 1. 研究開始当初の背景

近年日本においても裁判外紛争処理(ADR)にかかる法整備がなされ、研究も進められてきた。他方、ADRによって得られた合意の執行については、法整備段階の議論を除けばほとんど議論がされることはなかった。しかし、昨今の日本をめぐる状況は、この問題を放置することが許されないものとなってきていることが研究当初の背景の1つである。

さらに、申請時において、日本が「子の奪取の民事的側面に関する条約」(以下、子の奪取条約)に加盟する方向で検討が進められていたことが国際家事調停に対象をしぼったことの原因である。同条約は奪取された子の即時返還を要求する一方、任意的な返還や問題の友好的な解決について定めている(7条2項c号、10条)。結果、同条約の締約国においては、子の即時返還にかかる裁判手続整備と並行して、様々な調停制度構築の試みがなされてきた。この点、日本では、家庭裁判所設置の調停委員会による家事調停が機能してきたものの、この従来型調停で子の奪取条約で求められる「友好的な解決」が図られるかどうかについて、申請時にはなお検討を要するとされていた。特に子の奪取条約関係では、一方親は日本国外に居住したままであり、従来型の家事調停では対応しきれないケースが増加することは必至であろう。国際的な家事紛争についてどのように実効的なADRシステムを構築するのか、という点は喫緊の課題である。合意の履行確保は実効性の確保の面で重要な要素となる。

すなわち、研究開始時点では、日本の家事調停制度は少なくとも国内での執行力は確保されているが、今後増加が見込まれる国際的な家事事件には対応しきれない、その代わりとなる新しい制度には、執行力の点での不備がある、など実効性の点から致命的な問題が存在しているとの認識があった。特に、前者については、大阪弁護士会ハーグ条約プロジェクトチームで実務家との研究を進める中で、後者については、家族法研究者や心理学の研究者と共に家事事件における紛争解決のあり方について、主にその手法を中心とした研究を進める中、また、国際的な民事保全や執行一般に関する研究を手続法の研究者と進める中で、喫緊の課題として意識するようになったのが背景であった。

## 2. 研究の目的

上記の背景事情に基づき、また、本研究申請後の2014年に日本によるハーグ子の奪取条約の批准があり、日本での国際家事事件にかかる調停合意が国外で執行される局面が大いに予測される中で、国際家事事件にかかる調停合意を国際的に執行する際の問題点と解決についてさぐることを目的としていた。

すなわち、仲裁を除くADR全体を俯瞰したとき、国際的に実効的な執行という面か

らみると、かならずしも完璧な制度ではないことが分かる。まず、家事審判法においては、調停で定められた義務の履行確保について規定を設けている(25条の2)が、国際的な履行の確保について現行規定で十分か否かは不明である。また、民間ADR機関によるメディエーションは、ADR促進法に執行にかかる条文がおかれていないため、国際的な局面においてはおろか、国内においてすら当事者に強制的な履行の確保を求めることが難しい状況である。この点ADR促進法の制定後5年経過した時点で見直す可能性が示唆されていたものの、結局その後執行に関する特段の見直しはされていない。このような状況の中で、日本以外の各国、特にメディエーション大国とされるアメリカや近年メディエーションにかかる統一指令を策定したEUにおいてこの問題がどのように処理されているのか、また、これらの国以外ではメディエーションの合意が国際的に執行されうることもあり得るのか、あり得るとすればどのような要件の下であるのかを究明することが本申請研究の目的であった。

## 3. 研究の方法

徹底的な比較法研究を行うことにより研究を遂行した。また、対象として、EUにおける調停合意の履行確保制度の調査、子の奪取条約にかかる調停合意の履行確保制度の調査の2点が主となる。それらをふまえ、最終的には日本法への示唆を得るとしていた。

手法としては、文献の収集を基本としながら、対象となる国において実際に調停に携わっている機関に対してインタビューを行うことにより、文献からはくみ取ることのできない実務上の問題点を洗い出すことにも注力した。

インタビュー調査の対象とできたのはEU(イングランド・ウェールズ、ドイツ、フランス、オランダ)とアメリカの諸機関であり、具体的には以下の機関である。

イングランド・ウェールズ：reunite

ドイツ：Mikk

フランス：司法省

オランダ：Centrum Internationale Kinderontvoering NL

アメリカ：The Asian Pacific American Dispute Resolution Center

## 4. 研究成果

まず、挙げられるのは日本の家事調停制度がいかに欧米型のメディエーションと異なっているのかを、比較法やハーグ国際私法会議による様々な調査レポートおよび、内外の実務家とのインタビューや研究会などを通じて理解することができたことが成果として大きい。特に欧米型でメディエーションに必須な事項として指摘される、メディエーターの中立性、守秘義務、当事者間での

対話を促すものであり、メディエーターが解決を示してはならない、との点は全ての日本の家事調停システムには存在しておらず、この点は致命的と言える。

また、メディエーションにかかる指令を作り、各国のメディエーションで得られた合意をスムーズに執行するための制度作りを、メディエーション指令とEUブリュッセルIIbis規則により精緻に組み立てているはずのEU域内においてすら、実はメディエーション合意の国外での執行については多くの困難が残っていることが文献調査および関係諸機関へのインタビューにより判明した。また、アメリカにおいては、そもそも外国で得られたメディエーション合意を執行する枠組みすら未整備であることも判明した。さらに、これらの問題については、法律上の整備をするだけでは対応が非常に難しいことも各国で認識されており、実務上はメディエーションに関連を有するそれぞれの国で、それぞれの手続法に則り執行力をつける、という形でのみ実効的な執行が確保できているという現状が明らかとなった。

これらのことから、少なくとも日本の家事調停制度を利用した国際家事調停で得られた合意については、他国でメディエーションによる合意とみなされる可能性が極めて乏しく、その国際的な執行力についてはほぼ認められない可能性が高いこと、また、仮に海外でメディエーションとされるADRを日本の民間ADR機関で提供できたとしても、日本の裁判所がそれに対してどのように執行力を付与する手続をするべきなのかについて、法整備上の問題が残っているなど、この問題についてはまだまだ解決すべき問題が山積していることが明らかとなった。また、このような問題を回避するために、メディエーションシステムを日本でも広め、諸外国において日本でもメディエーションを行っていることを広めること、欧米において理解され得るメディエーションを遂行できるだけの人材を養成すること、が喫緊の課題であることが明らかとなったことが最も大きな成果である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文](計12件)

長田真里, 渡辺惺之, ハーグ子奪取条約の実施に伴う国際家事メディエーションの現状と課題, 仲裁とADR11号, 12-22, 2016年, 査読なし

長田真里, 外国判決の承認・執行, 法学教室, 424号39-44頁, 2016年 査読なし

長田真里, 営業秘密の侵害にかかる損害賠償および差止を命ずる外国判決の承認が問題となった事例, JCA ジャーナル, 694号10-17頁, 2015年 査読なし

長田真里, 外国籍母からの日本人父に対する外国籍子の人身保護請求について請求を棄却した事例, 戸籍時報, 721号28-35頁, 2015年, 査読なし

長田真里, 韓国籍の実父と日本国籍の実母との間で親権と監護権の帰属を認めた事例, 戸籍時報, 700号31-38頁, 2013年, 査読なし

長田真里訳 クローディーヌ・ラリユー, フランスにおける家事事件メディエーション--カップルと親子関係紛争, 立命館法学, 347号467-495頁, 2013年, 査読なし

長田真里, 国際裁判管轄合意の有効性を認めて管轄なしと判断した外国判決の承認可能性が問題となった事例 欧州連合司法裁判所2012年11月15日判決, JCA ジャーナル, 670号32-37頁, 2013年, 査読なし

Mari NAGATA, Some practical issues concerning International Arbitration in Japan, Osaka University Law Review, No.60, p.1-12, 2013年, 査読なし

長田真里, 我が国における外国判決の承認執行, 国際経済法講座第2巻 取引・財産・手続, 213-230頁, 2012年, 査読なし

長田真里, 直接郵便送達, 国際私法判例百選第2版, 220-221頁, 2012年, 査読なし

長田真里, 親子間の面接交渉, 国際私法判例百選第2版, 150-151頁, 2012年, 査読なし

長田真里訳, ダグマー ケスター・バルチン, 国境を越える配慮権あるいは面会交流権をめぐる紛争についての経験, 立命館法学, 341号553-571頁, 2012年, 査読なし

##### [学会発表](計2件)

長田真里「人事訴訟事件等に関する国際裁判管轄-国際裁判管轄総論、国際訴訟競合、外国裁判の承認執行」国際私法学会2014年6月1日京都大学(京都市左京区)

長田真里「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄立法の動き」台日家族法・国際私法研究会2014年3月1日台湾静宜大学(台湾・台中市)

##### [図書](計2件)

長田真里, ハーグ条約の実施および合意解決の状況--各国の経験から学ぶ(1)欧米各国, 二宮周平・渡辺惺之編 離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重, 日本加除出版社, 全381頁(213-240頁), 2014年

野村美明、長田真里、黄ジンテイ、高杉直、藤澤尚江、ケースで学ぶ国際私法第2版, 法律文化社, 全270頁(16-30、39-80頁), 2014年

##### [産業財産権]

出願状況(計0件)

名称:

発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

長田 真里 (NAGATA, Mari)  
大阪大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：10314436